

●香川県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき変更後の区域により道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年6月28日から同年7月19日まで一般の縦覧に供する。

平成23年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 436号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町池田字清 水谷7番1地先から	前	16.4~38.4	203	交通安全施設整備事業に伴う 平成17年香川県告示第709号 で変更した区域の一部の変更
小豆郡小豆島町蒲生字西 風呂甲36番1地先まで	後	16.4~38.4	203	

- 4 供用開始の期日 平成23年6月28日